ACSES ニュースレター_２４１１号（2022 年 11 月 15 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（21 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇愛媛・西条市の製材工場で火災　消火活動続く〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・日本製鋼所、不正 449 件　一部 98 年から、原発関連製品も〈Web 報道〉
・爆破予告で東京高裁が期日の一部を取り消し〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・『ストーブ火災』に注意を！たまった“ほこり”などが原因に「使い始めは火災が発生しやすい」〈Web 報道〉
・「軽自動車に軽油は入れないでください」 同じ「軽」で入れ間違い続出!? 異例の注意喚起あるも「なぜ誤認する」名称なのか〈Web 報道〉
・ウイスキーボンボン、奈良漬け…飲酒運転の言い訳を限界まで検証した〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[大地震対策]
・震源は三重県沖、なぜ関東・東北が揺れた？　「異常震域」の仕組み〈新聞報道〉
[原子力施設全般]
・次世代原子炉に産業界注目　支援の動きも〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（農林水産省告示第 1862 号）〈官報〉
[4] 医薬品
◇使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 332 号）〈官報〉
◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 333 号）〈官報〉
[5] 食品安全衛生関係
◇「添加物たっぷりの食事はリスク大」カップ麺や加工肉に潜む″老化加速物質″の正体　知らず知らずのうちに「摂取過多」に〈Web 報道〉
[6] 廃棄物関係
◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について(株式会社かんでんエンジニアリング)〈環境省〉
[7] 温暖化対策関係
◇気象災害の激甚化 早期警戒システム普及へ行動計画発表 国連〈放送報道〉
◇ウクライナ戦争、半年で CO2 排出約 1 億トン増　「オランダ 1 国分」〈新聞報道〉
◇砂浜が消え、島は沈んだ　「ガス排出少ないのに」ソロモン諸島で何が〈新聞報道〉
◇波が直撃、20 階建て住宅が揺れる　クレオパトラの都、水没の危機〈新聞報道〉
[8] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　１件　　［統計資料］　１件

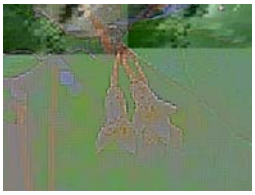

苗代茱萸（ナワシログミ、タワラグミ、トキワグミ）

[9] その他省庁発表　　１件
[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　10 件　　[開催記録、報告、資料等]　１件
[11] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件　　◇その他：２件
[付録]
◇「軽自動車に軽油は入れないでください」 同じ「軽」で入れ間違い続出!? 異例の注意喚起あるも「なぜ誤認する」名称なのか<Web 報道>
◇指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（農林水産省告示第 1862 号）<官報>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇愛媛・西条市の製材工場で火災　消火活動続く
＜あいテレビ　2022 年 11 月 13 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/202838?display=1
１３日正午過ぎ、愛媛県西条市の製材工場から出火し、消火活動が続いています。警察によりますとけが人はいないということです。
１３日正午過ぎ、西条市小松町新屋敷にある「サイプレス・スナダヤ」の製材工場から「工場が燃えている」と消防に通報がありました。
消防車５台以上が出動し消火活動が行われていて、警察によりますとけが人はいないということです。
工場には、木材を研磨する機械などが置かれていますが、休日のため出火時、工場は稼働しておらず、会社にいた常務が火災報知器がなったことから、火事に気付いたということです。

◇***その他の事故、事件***

・日本製鋼所、不正 449 件　一部 98 年から、原発関連製品も
＜共同通信　2022 年 11 月 14 日＞　https://nordot.app/964860560762437632
　日本製鋼所は 14 日、製品検査の不正に関する外部調査委員会の調査報告書を公表し、子会社の日本製鋼所 M&E（北海道室蘭市）が製造した鉄鋼製品の品質検査で計 449 件の不正があったと発表した。このうち原発関連の製品で 20 件確認されたが、国内原発では使われていないという。いずれも品質に問題はなかった。日本製鋼所は関係者を処分する方向で検討する。
　一部の不正は 1998 年から行われていた。検査不正が行われた製品の大半は発電所の設備で使われる製品で、検査データの改ざんや捏造、顧客との取り決めとは異なる手法での検査などが行われていた。

・爆破予告で東京高裁が期日の一部を取り消し
＜共同通信　2022 年 11 月 14 日＞　https://www.47news.jp/news/8569652.html
　東京高裁は 14 日、爆破予告を受け、午後 1 時～午後 2 時 29 分に予定されていた全ての期日を取り消した。時間を遅らせるか、後日にするかは各裁判体が判断する。午後 1 時半の 1 票の格差訴訟高裁判決は午後 3 時半に変更された。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・**『ストーブ火災』に注意を！たまった“ほこり”などが原因に「使い始めは火災が発生しやすい」【新潟発】**

＜FNN プライムオンライン　2022 年 11 月 14 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/440423
段々と寒さが厳しくなってくる季節、暖房器具を使用するうえで注意したいのが「ストーブ火災」。新潟市消防局は実験の様子を公開し、注意を呼びかけた。
火災原因となるストーブ 内部の“ほこり”にも注意!
11 月 4 日、新潟市消防局で公開されたストーブの火災実験。
新潟市で 2021 年 11 月～2022 年 3 月までに発生した住宅火災 32 件のうち、9 件がストーブ火災となっていて、火災原因の最も大きな割合を占めている。
この日の実験では、ストーブをつけたまま給油を行い、灯油が漏れて引火してしまう事例や灯油を使っていなくても、電気ストーブの近くに衣類や布団があることで火が出てしまう事例が紹介された。
また…
記者リポート:
見落としがちなのが、ストーブ内部にたまっている「ほこり」。こうしたほこりも火災の原因の一つになります
ほこりやペットの毛などがたまり、ストーブの通気口を塞ぐことで、火災の危険性が高まると新潟市消防局は注意を呼びかけている。
新潟市消防局 予防課　杉本博一 係長:
今ちょうど、ストーブの出し始め・使い始めのシーズン。そういったときは火災が発生しやすいので、取り扱いには十分注意して、消し忘れなどのないようにしていただければ
新潟市消防局ではストーブから火が出てしまった場合には、バケツなどで水をかけて消火を行うこと、そして住宅用火災報知器の設置を呼びかけている。

・**「軽自動車に軽油は入れないでください」 同じ「軽」で入れ間違い続出!? 異例の注意喚起あるも「なぜ誤認する」名称なのか**
＜くるまのニュース　2022 年 11 月 14 日＞　https://kuruma-news.jp/post/576967
クルマの給油トラブルとして「軽自動車に軽油を入れる」があげられます。昨今ではその対策としてガソリンスタンド側での注意喚起や、クルマ側での指定油種表記がおこなわれています。では、実際に軽自動車に軽油を入れるとどうなるのでしょうか。またなぜ誤認するような「軽」という名称が使われるのでしょうか。
-----＞ *末尾［付録］*

・ウイスキーボンボン、奈良漬け…飲酒運転の言い訳を限界まで検証した
＜朝日新聞　2022 年 11 月 12 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQCC4DL5QC2TIPE01J.html
---

□*大災害、原発事故対策*
[大地震対策]
・震源は三重県沖、なぜ関東・東北が揺れた？　「異常震域」の仕組み
＜朝日新聞　2022 年 11 月 14 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQCG6JYQQCGULBH00L.html
　14 日午後 5 時 9 分ごろ、三重県南東沖の深さ 350 キロを震源とするマグニチュード（M）6・1 の地震が発生した。震源に近い三重県などで震度が観測されなかった一方、遠く離れた福島県、茨城県で最大震度 4 を観測した。なぜだろうか。
　東京大地震研究所の古村孝志教授によると、今回の地震は沈み込む太平洋プレート内で発生した、震源が深い「深発地震」と呼ばれるタイプと考えられるという。プレート内を揺れが伝わったため、プレートの沈み込み口に近い関東・東北地方を中心に揺れが観測された。一方、震源の真上にある「マントル」は軟らかく、プレート部分に比べて揺れが伝わりにくいため、三重県などでは人が感じる揺れはなかったとみられるという。
　こうした、震源の近くより遠くの地域で大きく揺れる現象は「異常震域」と呼ばれる。三重県南東沖では数年に 1 度、M6 クラスの地震が発生しており、いずれも今回のように異常震域が生じたという。
　深発地震は震源が浅い地震に比べると、一般的に余震は少ないという。古村さんは「深発地震であってもマグニチュードが大きくなれば、震度 5 以上となることもある。今回の地震を機に、備えを再点検してほしい」と話

している。

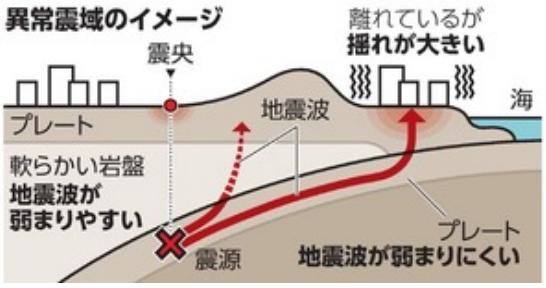

[原子力施設全般]

・次世代原子炉に産業界注目　支援の動きも

＜産経ニュース　2022 年 11 月 14 日＞

https://www.sankei.com/article/20221114-CQOMMAUCVJMDLLYO572T3O2E7Y/

産業界が安全性が高い次世代型原子炉に注目している。今夏に政府が原発の新増設やリプレース（建て替え）は想定しないとした従来のエネルギー政策の基本方針を転換したことが後押しした。日米両政府が次世代原子炉の輸出に向けて協力する考えを示すなど、産業界に向けた支援の動きも出ている。

三菱重工業が関西電力など電力会社４社と開発している革新軽水炉は、東京電力福島第１原発事故後に定められた安全対策の強化を求める新規制基準に対応。２０３０年代半ばの実用化を目指している。

出力は既存の大型原発と同等の１２０万キロワット級を想定し、建屋を岩盤に埋め込むなどして耐震性を高め、自然災害やテロ攻撃への対策を強化する。データを物理的に一方向にしか通信できないようにする仕組みで、サイバー攻撃にも備える。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022年11月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29183.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022年11月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29182.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年11月14日版）

＜厚生労働省　2022年11月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29176.html

---

◇マスコミ報道

・国内感染、週５０万人　前週比１．２５倍―新型コロナ

＜時事通信　2022 年 11 月 14 日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2848591?free=1

国内の新型コロナウイルス感染者は１４日午前１０時現在、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」乗船者を含めた累計で２３２０万４２１７人となった。１週間の新規感染者は５０万１５１３人で、前週（４０万９７９人）の約１．２５倍に増えた。

　都道府県別の１週間の新規感染者では、北海道が５万２９９３人で最も多かった。東京（５万１９７７人）、神奈川（３万１３５７人）、愛知（２万８３０１人）、埼玉（２万５４３６人）と続いた。

　死者は累計４万７６５７人。１週間で５６４人増えた。

[対策・予防]

◇省庁発表

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2022年11月14日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jihikensa_00001.html
・新型コロナウイルス感染症の保健・医療提供体制確保計画についてページを更新しました
＜厚生労働省　2022 年 11 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00056.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・オミクロン株対応２価ワクチンの追加接種後の健康状況調査
＜厚生労働省　2022年11月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkoujoukyoutyousa_bivalent.html
・新型コロナワクチンQ&Aを更新しました。
＜厚生労働省　2022年11月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
・新型コロナワクチン 令和４年秋開始接種の情報が更新されました。
＜厚生労働省　2022 年 11 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c5alh-QU8bW6vrHhY
****

[3] **指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（農林水産省告示第 1862 号）**

［官報］ 令和４年 11 月 15 日　号外　第 858 号　26～60 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221115/20221115g00243/20221115g002430026f.html

-----＞ *末尾［付録］*

****

[4] ***医薬品等***

◇使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 332 号）

［官報］ 令和４年 11 月 15 日　号外　第 858 号　6～8 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221115/20221115g00243/20221115g002430006f.html
---

◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 333 号）

［官報］ 令和４年 11 月 15 日　号外　第 858 号　8～21 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221115/20221115g00243/20221115g002430008f.html

○厚生労働省告示第 333 号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ヘ及びト、第二十一条第三号ヘ並びに第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和四年十一月十六日から適用する。

令和４年 11 月 15 日　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

改　正　後
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血

液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜潅流用潅流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）：フロスタグランジンＬ製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタソンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタソンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、皿遮断剤、カルバソクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウムーグリシン・Ｌーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜潅流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜濯流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤：グフチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセ午ズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリンーグルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチソンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand乱因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、工ロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカ半ズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人ＣＩーインアクチベーター製剤、フレマ半ズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）及びメトトレキサート製剤

二　投薬期間に上限が設けられている医薬品

㈠　療担規則第二十条第二号ヘ及び卜並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及び卜並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ　（略）

ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）　への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エブリスディドライシロスフ６０㎎、シアリス錠五㎎、シアリス錠一０㎎、シアリス錠２０㎎、バイアグラ錠25㎎、バイアグラ５０㎎、バイアグラＯＤフィルム２５㎎、バイアグラＯＤフィルム５０㎎、

ガニレスト皮下注０・２５mgシリンジ、セトロタイド注射用０・２５mg、ウトロゲスタン腟用カプセル２００mg、ルティナス腟錠１００mg、ルテウム腟用坐剤４００mg、ワンクリノン腟用ゲル９０mg、ボカブリア錠三０mg、コセルゴカプセル１０mg（一回の投薬量が２８日分以内である場合に限る。）、コセルゴカプセル25 mg（一回の投薬量が２８日分以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠ＬＤ、リバゼブ配合錠ＨＤ及びグラアルフア配合点眼液

㈡・㈢　（略）

別表第２～別表第４　　―省略―

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇「添加物たっぷりの食事はリスク大」カップ麺や加工肉に潜む"老化加速物質"の正体
知らず知らずのうちに「摂取過多」に

＜PRESIDENT Online　2022 年 11 月 13 日＞　https://president.jp/articles/-/6341

****

[6] ***廃棄物関係***

◇低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について(株式会社かんでんエンジニアリング)

＜環境省　2022 年 11 月 14 日＞　https://www.env.go.jp/press/110951_00002.html

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇気象災害の激甚化 早期警戒システム普及へ行動計画発表 国連

＜NHK　2022 年 11 月 15 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221115/k10013891431000.html

---

◇ウクライナ戦争、半年で CO2 排出約１億トン増　「オランダ１国分」

＜朝日新聞　2022 年 11 月 13 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQCF5QBSQCDULBH003.html

---

◇砂浜が消え、島は沈んだ　「ガス排出少ないのに」ソロモン諸島で何が

＜朝日新聞　2022 年 11 月 14 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQCC5253QB0UHBI003.html

---

◇波が直撃、20 階建て住宅が揺れる　クレオパトラの都、水没の危機

＜朝日新聞　2022 年 11 月 15 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQCC74ZMQCCUHBI018.html

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和4年度水素製造・利活用第三国連携事業の2次公募について

＜環境省　2022年11月14日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00823.html

---

[統計資料]

◇薬事工業生産動態統計令和4年8月分月報について

＜厚生労働省　2022 年 11 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/topics/yakuji/2022/08/geppou.html

****

[9] ***その他省庁発表***

◇令和４年 10 月末申請の大学等の設置認可の諮問について

＜文部科学省　2022 年 11 月 14 日＞

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/daigaku/toushin/attach/1422587_00005.htm

本年10月末に申請のあった令和6年度開設予定の大学等の設置認可について，文部科学大臣から11月14日（月曜日）に大学設置・学校法人審議会へ諮問されましたので，お知らせします。

1.諮問内容について

令和6年度開設予定の設置認可申請があった大学
4校［私立4件］
令和6年度開設予定の設置認可申請があった専門職大学
1校［公立1件］
2.配付資料
令和6年度開設予定大学等認可申請一覧
https://www.mext.go.jp/content/20221114-mxt_koutou03-000025911_1.pdf

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和４年度第７回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会／化学物質審議会第222回審査部会／第229回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会【第２部】　11月18日
＜経済産業省　2022年11月14日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48117
1. 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）新規対象物質の化学物質審査規制法第一種特定化学物質への指定について（審議予定物質：ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）及びその塩）
2. その他

・薬事・食品衛生審議会　令和４年度第５回薬事分科会、令和４年度第13回医薬品第二部会（合同開催）（ペーパーレス、Web会議）の開催について　11月22日
＜厚生労働省　2022年11月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29142.html
https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001011511.pdf

・薬事・食品衛生審議会　要指導・一般用医薬品部会を開催します　11月28日
＜厚生労働省　2022年11月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29146.html
https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000968249.pdf

・薬事・食品衛生審議会　医薬品第二部会を開催します　11月28日
＜厚生労働省　2022年11月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29141.html
https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001011495.pdf

・薬事・食品衛生審議会　医療機器・体外診断薬部会（ペーパーレス）を開催します　11月21日
＜厚生労働省　2022年11月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29130.html
https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001011474.pdf

・第79回「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」を開催します　11月21日
＜厚生労働省　2022年11月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29083.html
（１）個別の労災請求事案に係る医学的事項について
- 茨城労働局事案
- 神奈川労働局事案
- 福井労働局事案

（２）その他

・「JHVS2022 Global Pitch」を開催します　11月22日
＜厚生労働省　2022年11月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29067.html
厚生労働省では、医薬品、医療機器及び再生医療等製品の研究開発を行うベンチャーの振興を図るため、昨年度に引き続き令和４年11月22日(火)に「JHVS2022 Global Pitch」を開催いたします。
JHVS Global Pitchは、日本の医療系ベンチャーの海外進出をサポートすること及び英語でのピッチ機会や海外VC/海外関連機関とのマッチング機会を提供することを目的としています。
英国Oxentia社と連携し、「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2022」にご出展いただいた医療系ベンチャーから参加６社を選抜し、希望者には事前に発表資料や発表方法に関する個別サポート、ピッチ終了後にはアフターフォローを提供します。

当日の模様はLive配信でご覧いただけます。

・令和４年度第７回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会／化学物質審議会第222回審査部会／第229回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会【第２部】　　11月18日

＜経済産業省　2022年11月14日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48117

3. 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）新規対象物質の化学物質審査規制法第一種特定化学物質への指定について（審議予定物質：ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）及びその塩）

4. その他

・第23回過労死等防止対策推進協議会（ペーパーレス）開催案内　　11月21日

＜厚生労働省　2022年11月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29093.html

（１）令和４年版過労死等防止対策白書について

（２）令和４年度の取組状況及び令和５年度概算要求について

・令和４年度ETV事業第３回説明会及び研修会の開催について　　11月29日

＜環境省　2022年11月14日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00824.html

環境技術に関係するより多くの方々に環境技術実証事業（ETV事業）を知っていただけるよう、環境技術を有するメーカー、販売者及び環境技術のユーザー並びに実証機関に興味のある方を対象とし、令和４年度環境技術実証事業説明会及び研修会をオンラインにて開催します。

対象者

【午前（第１部）】

有用な環境技術をお持ちのメーカー（ベンチャー企業、スタートアップ企業を含む）、販売者等、環境技術に関係するユーザー（購入者、貿易業者、施工業者、地方自治体の環境担当者等）

【午後（第２部）】

実証業務や試験業務を実施する試験機関に興味のある方

[開催記録、報告、資料等]

・第149回労働政策審議会安全衛生分科会議事録　　9月28日

＜厚生労働省　2022年11月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29175.html

（１）労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）

（２）労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程の一部を改正する告示について（報告）

（３）揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程の一部を改正する件について（報告）

（４）第14次労働災害防止計画について

****

[13] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（疑似患畜、兵庫県たつの市）

＜環境省　2022年11月14日＞　https://www.env.go.jp/press/111080_00006.html

・兵庫県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

＜農林水産省　2022年11月13日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221113.html

・北海道で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内６例目）の病原性判定試験及びNA亜型の確定について

＜農林水産省　2022年11月14日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221114.html

---

◇***その他***

・東海大の講師８人が集団提訴へ　「無期契約せず雇い止め」

＜共同通信　2022年11月12日＞　https://www.47news.jp/news/8564179.html

東海大に雇い止めを通知された非常勤講師８人が、無期契約への転換を認めないのは労働契約法違反だとして、地位確認を求め近く東京地裁に提訴することが 12 日、分かった。東海大学教職員組合によると、東海大では講師への雇い止め通知が相次いでおり、他に４人が提訴を準備している。

組合によると、８人は北海道、神奈川県、静岡県のキャンパスで勤務。有期の雇用契約を繰り返していたが、今年春ごろ「講座数を減らす」などとして来年３月での打ち切りを通知された。いずれも通算の勤務期間が５年を超えており、改正労働契約法で規定する「無期転換ルール」に沿えば、無期契約を申し込む権利がある。

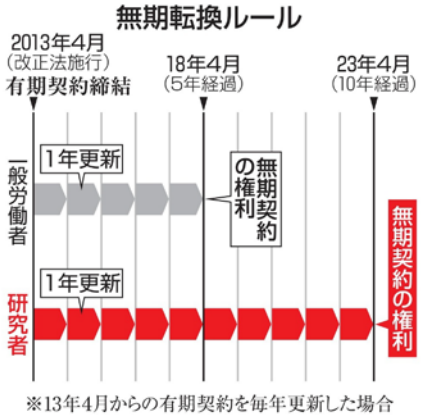

・子ども３人以上の中間層も　給付型の奨学金、対象拡大へ

＜朝日新聞　2022 年 11 月 15 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQCG6FQWQCGUTIL022.html

大学の授業料を減免し、返済不要の奨学金を給付する国の修学支援制度について、文部科学省の有識者会議は 14 日、対象を中間所得層（中間層）へ拡大する具体策について大筋で議論を終えた。中間層のうち、扶養される子どもが３人以上いる多子世帯が新たに対象となる。中間層の年収要件については今後、政府内で検討する。

2020 年度から始まった国の修学支援制度は、世帯年収がおよそ 380 万円未満の世帯が対象。教育未来創造会議（議長=岸田文雄首相）が５月、中間層への支援を拡大するよう提言していた。提言では、中間層のうち、子どもが３人以上いる多子世帯や、理工、農学部系の学生がいる世帯に対象を広げるよう求めていた。

有識者会議では多子世帯につ…

****

[付録]

◇「軽自動車に軽油は入れないでください」 同じ「軽」で入れ間違い続出!? 異例の注意喚起あるも「なぜ誤認する」名称なのか　　上記［1］関係

＜くるまのニュース　2022 年 11 月 14 日＞　https://kuruma-news.jp/post/576967

クルマの給油トラブルとして「軽自動車に軽油を入れる」があげられます。昨今ではその対策としてガソリンスタンド側での注意喚起や、クルマ側での指定油種表記がおこなわれています。では、実際に軽自動車に軽油を入れるとどうなるのでしょうか。またなぜ誤認するような「軽」という名称が使われるのでしょうか。

軽自動車に軽油を入れてしまう間違いが度々問題になるが…なにがいけないのか

ガソリンスタンドでは、クルマに入れる燃料として「軽油」「レギュラー」「ハイオク」の３種類が販売されています。

そうしたなかで、近年は自分で給油するセルフ式ガソリンスタンドが普及したことで、同じ「軽」の名称が付いている軽油を軽自動車に入れてしまうというトラブルが発生しています。

「軽自動車に軽油」はダメ！ 軽油はディーゼル車用の燃料です。入れ間違いはしないでね！

ガソリンスタンドには、スタッフが誘導や給油してくれるフルサービス式と自分で給油するセルフ式があります。

また給油の入れ間違い防止のひとつとして、軽油は緑、レギュラーは赤、ハイオクは黄と色が分けられていますが、基本的にレギュラーを入れる軽自動車に軽油を入れてしまう人も少なくないようです。

クルマのエンジンでは「ガソリンエンジン」にレギュラーかハイオク、「ディーゼルエンジン」に軽油を指定燃

料としているのが一般的です。

軽自動車はガソリンエンジンのためレギュラーが指定燃料となり、万が一に軽油を給油するとエンジンを破損させる恐れがあります。

軽自動車に軽油を入れるというトラブルについて、都内のガソリンスタンドのスタッフは「軽油はディーゼル車の燃料ですが『軽』とついていることから誤って認識している人もおります。過去には年配の女性が軽自動車に軽油を入れる寸前でお声がけしたこともありました」と話しています。

実際にユーザーからは「軽自動車＝軽油と思っている人結構いる」、「軽自動車に軽油を入れる人いるんだなー」、「わかっちゃいるけど、『軽』の『油』に見えるわな笑」といった声も見受けられます。

また「なぜレギュラー、ハイオク、ディーゼルという名前にしないの？」、「最初からディーゼル車用って書いてくれたら良いのにね」、「教習所で教えた方が良いと思う」というそもそもの名称や教え方に対する疑問も聞かれます。

海外のガソリンスタンドで軽油は「Diesel（ディーゼル）」と表記され、ディーゼルエンジン用だとひと目でわかるようになっています。

軽油という名前は「重油」に対し比重が軽いことが由来とされています。

そのためクルマ用の燃料として使うのであれば、海外のようにディーゼルと表記したほうが燃料の入れ間違いが少なくなる可能性もあります。

しかし軽油はクルマ以外にもさまざまな産業で活用されています。

例えば船舶や貨物列車のエンジン、ビルや発電所の発電機用燃料など、その用途は乗り物に限りません。

そうした業界では「ディーゼル」はエンジンや発電機そのものを指す場合もあり、燃料の名前を「ディーゼル」にすることで混乱を生じる可能性もあります。

このような軽油の名称について、燃料運搬業者のＡ氏は以下のように話します。

「軽油の歴史は古く、長年に渡りさまざまな業界で使われています。

また軽油は現在でも一般需要より商用需要のほうが多いことからも、簡単に名前を変えることは難しいといえます。

そのため、クルマの燃料の入れ間違いに関しては、スタンドでの対応とユーザー自身の意識向上をするほうが良いのかしれません」

※　※　※

実際にガソリンスタンドでは「軽油はディーゼル車専用燃料です。軽自動車への給油は行わないでください。ガソリン車に給油するとエンジン故障を起こしますので十分注意してください」という注意喚起を掲示することで、軽自動車に軽油を入れ間違えるユーザーに対して呼びかけをおこなっており、そのガソリンスタンドのスタッフによれば「過去に入れ間違いをしてしまったユーザーがいたことから注意喚起をするようになりました」と説明しています。

軽自動車に「軽油」を間違って入れてしまった場合どうなるのか

軽自動車に軽油を入れるというトラブルですが、実際に燃料を入れ間違ってしまった場合はどのようなことが起こるのでしょうか。

どのくらい軽油を入れたかによって症状は異なりますが、最初はガソリンタンク内に残っているガソリンと混ざって燃焼します。

しかし徐々に軽油の比率が増え、不完全燃焼によってパワーが落ちてマフラーから黒煙が出るなどの症状が発生し、最終的にはエンジンが停止する恐れが考えられます。

燃料の入れ間違いに関して、自動車整備士のＢ氏は次のように話しています、

「どのくらい間違った量を入れたかによって対応方法は異なります。

少量であれば、そこまで大きなトラブルにはなりません。

しかし、ガス欠ギリギリで満タン近くまで間違った油種を入れた場合には、エンジンの各部品を外して洗浄するなどの対応が必要かもしれません」

「無鉛ガソリン＝レギュラー」、「無鉛プレミアム＝ハイオク」とおぼえておくと良い

一方、ディーゼルエンジンにレギュラーを入れた場合について、前出のＡ氏は次のように話します。

「レギュラーは軽油よりも潤滑性が低いことや、燃料方式の違いがあります。
　これにより、最終的にはエンジンを損傷させる可能性が高くなります。
　軽自動車や普通車に搭載されるガソリンエンジンは霧状になった燃料に、スパークプラグと呼ばれる電極が火花を飛ばすことで燃料を燃やしています。
　しかしディゼルエンジンは軽油を圧縮して燃焼させています。
　こうした構造上の違いから、最適な燃料を入れないとエンジントラブルの元となります」
※ ※ ※
　最近では、油種の入れ間違いを防止するために、給油口付近に指定燃料が表記されていることがあります。
　またディーゼル車の場合は給油蓋そのものが緑になっているなどの工夫も施されているようです。

◇指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（農林水産省告示第 1862 号）

［官報］　令和４年 11 月 15 日　号外　第 858 号　26～60 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221115/20221115g00243/20221115g002430026f.html

上記［3］関係

○農林水産省告示第 1862 号

　植物防疫法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十六号）附則第五条第一項の規定に基づき、同法の規定による改正後の植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第二十二条の二第一項の規定の例により、指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第五項の規定の例により公表する。

令和４年 11 月 15 日　　農林水産大臣　　野村　哲郎

指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針

第１　指定有害動植物の総合防除の推進の意義及び基本的な方向

１　指定有害動植物の総合防除の推進の意義

⑴　植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第２条第２項及び第３項に定める有害動物又は有害植物（以下「有害動植物」という。）の防除は、安定的な農業生産の実現に不可欠であり、施肥等と同様、営農活動の基本である。農業者は防除の実施主体として、都道府県や農業者の組織する団体（以下「農業者団体」という。）等から提供される防除に関する情報等を活用しつつ、自らの経営判断の下で防除を実施している。

　一方、有害動植物の防除は、自ら栽培する農作物への損害の発生を抑えるだけでなく、周辺は場への有害動植物のまん延及び農作物への損害の波及を抑え、地域の農業生産の安定や持続的な発展を支え、我が国の食料の安定供給の確保を図るものとして極めて重要である。

⑵　近年、温暖化等による気候変動を背景として、有害動植物の発生量の増加、分布域の拡大、発生時期の早期化及び終息時期の遅延が報告される等、有害動植物のまん延リスクが高まっており、農業生産の現場への影響が懸念されている。

　環境省が令和２年 12 月に公表した「気候変動影響評価報告書」においても、気候変動は、農作物の生育や栽培適地の変化、病害虫・雑草の発生量や分布域の拡大等に影響を及ぼし、このことにより、農作物の収量・品質に影響が及び、かつ化学農薬をはじめとする様々な防除手段を講じる必要があることから、直接的・間接的に農家の収入低下等の経済的損失につながる可能性があり、社会／経済の観点から特に重大な影響が認められると評価され、防除対策等の緊急性は高いと評価されている。

⑶　また、化学農薬に過度に依存した防除により薬剤抵抗性の発達した有害動植物が発生及びまん延し、そのために従来の防除体系では農作物への損害の発生を抑えることが困難となっている事例が報告されている。さらに、国際的にも化学農薬の使用量低減等による環境負荷の低減への対応が課題となっている。

⑷　国は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として「みどりの食料システム戦略」（令和３年５月公表。以下「みどり戦略」という。）を策定し、スマート防除技術体系の活用や、リスクの高い化学農薬からリスクのより低い化学農薬への転換を段階的に進めつつ、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系の確立・普

及等を図ることに加え、従来の化学農薬に代わる新規農薬等の開発により、「2050 年までに、化学農薬使用量（リスク換算）の 50%低減を目指す。」等の目標を掲げた。

⑸　こうした状況の変化や政策に的確に対応し、引き続吉有害動植物のまん延防止及び農作物への損害の発生を軽減していくためには、有害動植物の発生に対して化学農薬による防除措置を行うだけではなく、土壌診断に基づく施肥管理、健全な種苗の使用、農作物の残さの除去をはじめとする有害動植物が発生しにくい生産条件の整備により、有害動植物の発生そのものを予防することに重きを置き、気象や農作物の生育状況等を踏まえて有害動植物の発生を予測し、その発生状況に応じて必要な防除措置を講じる「総合防除」を有害動植物の防除の基本として、広く農業者に対して総合防除を普及・推進する必要がある。

⑹　特に、指定有害動植物（法第 22 条第１項に規定する指定有害動植物をいう。以下同じ。）は、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要する有害動植物として農林水産大臣が指定するものであることから、特にその総合防除を推進する必要がある。

⑺　このため、国は、指定有害動植物の総合防除に関する基本的な方向等を示すことにより、都道府県や農業者団体等の関係機関と一体となって、その総合防除の推進を図るものとする。このことは、我が国の農業生産の安定及び農業の持続性の確保に資するものである。

２　指定有害動植物の総合防除の推進の基本的な方向

⑴　法第 22 条第２項において、総合防除とは、有害動植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものとされている。

指定有害動植物の総合防除の推進に当たっては、指定有害動植物の発生及び増加の抑制のだめに行う予防に関する措置の実施、防除に関する措置の要否及びその実施時期の適切な判断、駆除又はまん延を防止するために行う防除に関する措置の実施の各段階において、利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、気象や農作物の栽培及び生育状況等の地域の実情に応じて、適時に適切な方法を選択して実施するものとする。

⑵　各指定有害動植物の総合防除の内容は地域の実情により異なる場合があることから、各都道府県においては、その実情に応じて農業者へ適時に適切な防除指導を行うことにより総合防除の実施が図られる必要がある。国は、指定有害動植物の総合防除を推進し、各都道府県において総合防除が円滑かつ効率的に実施されるよう、

①　指定有害動植物の総合防除に関する防除指導等の基本的な方向を示し、それに基づいて都道府県が地域の実情に応じた効率的な防除指導を行うことができる仕組みを構築するとともに、

②　指定有害動植物の発生の予防に関する措置を含めた総合防除の内容等について、各都道府県で利用可能な一般的かつ基本的な防除技術等に基づく基本的な事項を示す必要がある。

このため、農林水産大臣は、法第 22 条の２第１項に基づき、指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（以下「総合防除基本指針」という。）を定め、都道府県が定める指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画（法第 22 条の３第１項に規定する総合防除計画をいい、以下「総合防除計画」という。）の基本的な方向等を示すものとする。

⑶　都道府県知事は、法第 22 条の３第１項に基づき、総合防除基本指針に即して、かつ、地域の実情に応じて、総合防除計画を定めるものとされている。当該総合防除計画においては、法第 22 条の３第２項に基づき、指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項や指定有害動植物の種類ごとの具体的な総合防除の内容、当該総合防除の内容に基づいた効率的な防除指導を行うための実施体制及び市町村や農業者団体等との連携に関する事項を定めるものとされている。また、都道府県知事は、法第 22 条の３第４項に基づき、当該総合防除計画を定め、又は変更しようとするときは、関係する市町村及び農業者団体等の意見を聴くよう努めるとともに、法第 22 条の３第５項に基づき、総合防除計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、公表するものとされている。

さらに、法第 24 条に基づき、農林水産大臣が異常発生時（法第 24 条第１項に規定する異常発生時をいう。以下同じ。）の防除に関する措置（法第 24 条第１項に規定する異常発生時防除をいい、以下「異常発

生時防除」という。）を指示した場合における措置の内容及び実施体制に関する事項についても総合防除計画に定めるものとされている。

これらの規定に基づき、都道府県は、総合防除計画を策定することにより、地域の実情に応じた総合防除の具体的な内容や防除指導の体制等を明確にし、農業者に適時に適切な防除指導を行うものとする。

⑷　都道府県知事は、法第 22 条の３第３項に基づき、地域の全ての農業者が必ず取り組むべき事項を明らかにする観点から、必要に応じ、指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び駆除又はまん延の防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）を総合防除計画に定めることができるものとされている。

都道府県知事は、遵守事項を定めた場合、法第 24 条の２に基づき、指定有害動植物の防除が適正に行われることを確保するために必要があるときは、農業者に対して、当該遵守事項に即した防除を行うために必要な指導及び助言を行うものとされている。また、法第 24 条の３第１項及び第２項に基づき、当該遵守事項に即した防除が行われず、かつ、当該指定有害動植物がまん延して周囲の農作物に重大な損害を与えるおそれがあると認める場合においては、当該農業者に対して、当該遵守事項に即した防除を行うべきことを勧告することができ、さらに、その勧告に従わない場合には、当該措置をとるべきことを命ずることができるものとされている。

また、都道府県知事は、農業者へ適時に適切な防除指導を行うという観点から、平時における防除のほか、異常発生時防除に係る遵守事項についても総合防除計画に定めることができるものとされている。

これらの規定に基づき、都道府県は、指定有害動植物のまん延を防止するため、必要に応じて遵守事項を策定することにより、地域全体で必ず取り組むべき総合防除の内容を明確にし、農業者に対して、より効果的かつ効率的な防除指導を行うものとする。

３　指定有害動植物の総合防除の推進体制

国、都道府県、市町村等は以下の役割分担の下、総合防除基本指針及び総合防除計画に即して、指定有害動植物の総合防除を推進するものとする。

⑴　国

①　指定有害動植物は国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、その防除について特別の対策を要する有害動植物であることから、国は、指定有害動植物の総合防除を推進するため、最新の科学的知見並びに我が国における発生の状況及び動向を踏まえ、総合防除基本指針において、基本的な方向や指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容に関する基本的な事項等を定めるものとする。

②　国は、総合防除基本指針に即して、都道府県や農業者団体等と連携し、総合防除の必要性や総合防除を推進する仕組み等について、農業者の理解の促進に努めるものとする。

③　国は、指定有害動植物の防除を適時で経済的なものとするため、都道府県の協力を得て発生予察事業（法第 23 条第１項に規定する発生予察事業をいう。以下同じ。）を実施し、同事業に基づき取りまとめた発生予察情報（以下「発生予察情報」という。）を都道府県や農業者団体等に情報提供するものとする。

④　国は、都道府県からの情報提供等を参考に地域における防除に係る課題等の把握に努めるとともに試験研究機関等との連携の下、指定有害動植物の生態等の科学的知見の収集、省力・軽労化等に資する新たな防除技術の研究開発や現場での実証、緊急的な防除対策の確立等を推進することにより、総合防除に利用可能な防除技術等の社会実装を進める。また、このような取組により得られた知見や確立された防除技術等に関する優良事例等の収集及び整理を行いウェブサイトに掲載等することで、都道府県等への情報提供に努めるものとする。

これらの取組により、都道府県等による農業者への防除指導や農業者自らが総合防除に取り組みやすい環境の整備を行うとともに、優良事例に関する取組の横展開を図るものとする。

⑵　都道府県

①　都道府県は、当該都道府県における指定有害動植物の総合防除の実施のため、総合防除計画において、地域の実情に応じた総合防除の実施に関する基本的な事項や総合防除の具体的な内容、防除指導の実施体制等を明確化するものとする。

② 都道府県は、総合防除計画に即して、市町村、農業者団体その他農業に関する団体等と連携し、農業者への適切な防除指導等を行うとともに総合防除の必要性等について、農業者の理解の促進に努めるものとする。

③ 都道府県は、国の発生予察事業に協力し、当該都道府県内の発生予察情報を地域の農業者等に迅速に提供することにより、適時かつ適切な防除指導に努めるものとする。この情報提供に当たっては、市町村や農業者団体等に対して多様な媒体を活用することにより迅速かつ確実な伝達を行うのみならず、ＩＣＴ技術の活用等により農業者等に直接提供する体制の整備に努めるものとする。

④ 都道府県は、試験研究機関や農業者団体等との連携の下、地域における防除に係る課題等に対して、他の地域における優良事例等も参考に、防除技術の研究開発や地域に合った防除体系の実証等を行うことに努めるものとする。実証等に当たっては、農業者が総合防除の取組を経営判断として積極的に自らの営農活動に取り入れることができるよう、総合防除の取組による防除効果や、コスト及び生産性に係るデータの収集及び整理等をすることによって、慣行の防除体系や防除技術と比べた経営上のメリットの把握に努めるものとする。　また、このような取組により得られた知見や確立された防除技術等をわかりやすく防除マニュアル等に取りまとめること等により、農業者等への総合防除に関する普及や防除指導に活用するものとする。

⑶ 市町村

市町村は、当該市町村内の各地域におけるほ場や農業者に関する情報を把握しており、地域における指定有害動植物の防除指導の一端を担っているという認識の下、所在する都道府県が定める総合防除計画に即して、都道府県や農業者団体等と連携しながら、必要に応じて、農業者への発生予察情報や防除マニュアル等の情報提供等を含む防除指導を行うことにより、総合防除計画に基づく総合防除の実施への協力に努めるものとする。

⑷ 独立行政法人や大学等の試験研究機関

独立行政法人や大学等の試験研究機関は、国や都道府県、農業者団体等との連携の下、地域における防除に係る課題等も踏まえ、総合防除の推進に資する病害虫防除に関する基礎的・基盤的な研究のほか、応用研究や開発研究等による防除技術の開発や実証等を進めることにより、新たな科学的知見の収集や、革新的な防除技術の社会実装の推進に努めるものとする。

また、このような取組により得られた知見や確立された防除技術等をわかりやすく防除マニュアル等に取りまとめることで、都道府県や農業者団体等による農業者への総合防除に関する普及や防除指導が円滑なものとなるよう努めるものとする。

⑸ 農業者団体

① 農業者団体は、各地域における農業者の営農活動とつながりが大きく、当該地域における指定有害動植物の防除指導の一端を担っているという認識の下、平時の防除指導等を活用した農業者等との情報交換により、地域の課題や指定有害動植物の発生状況など、地域の実情の把握に努めるとともに、国や都道府県、市町村等から提供される発生予察情報等を農業者等に提供することに努めるものとする。また、所在する都道府県が定める総合防除計画に即して、都道府県等と連携し、地域の実情に応じた適切な防除指導に努めるとともに、総合防除の必要性等について、農業者の理解の促進に努めるものとする。

これらの取組により、農業者団体は、農業者のまとめ役として地域の体制作りを進め、総合防除計画に基づく総合防除の実施への協力に努めるものとする。

② 農業者団体は、都道府県や試験研究機関等が行う防除技術の研究開発や地域に合った防除体系の実証等への連携に努め、このような取組により得られた知見や確立された防除技術等をわかりやすく防除暦（栽培暦）等に取りまとめること等により、農業者等への総合防除に関する普及や防除指導に活用するものとする。

⑹ 防除等に関する専門的知見を持つ団体、民間事業者

① 防除等に関する専門的知見を持つ団体は、農作物や指定有害動植物に関する最新の科学的知見、総合防除に資する防除技術、国及び都道府県の施策に関する情報の収集及び提供や、地域に合った防除体系の実証等により、都道府県や農業者団体等による農業者への総合防除に関する普及や防除指導が円滑な

ものとなるよう努めるものとする。

② 農薬や防除資材等を扱う民間事業者は、農業者等への農薬や防除資材等の安定供給に努めるとともに関連する技術情報を積極的に提供することにより、農薬等の適正利用の推進を図り、都道府県や農業者団体等による農業者への防除指導が円滑なものとなるよう努めるものとする。

⑺ 農業者

農業者は、自ら栽培する農作物の安定生産を図り、周辺は場や地域への指定有害動植物のまん延を防止するため、総合防除の実施について主体的な役割を有している。

このことから、農業者は、都道府県や農業者団体等による防除指導を活用し、所在する都道府県の総合防除計画に即した総合防除の実施に努めるものとする。また、都道府県や農業者団体等が開催する総合防除の内容に関する研修会等へ参加する等、地域の指定有害動植物の総合防除に必要な情報収集等に取り組むことにより、指定有害動植物の総合防除の内容に関する理解の醸成や、自らの取組状況の検証等に努めるものとする。

第２ 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容に関する基本的な事項

１ 総合防除の実施

指定有害動植物の総合防除は、

⑴ 土壌診断に基づく施肥管理や健全な種苗の使用、農作物の残さの除去など、指定有害動植物の発生及び増加の抑制のために行う予防に関する措置の実施（予防）、

⑵ 発生予察情報の活用や、ほ場の見回り等農業者自らが指定有害動植物の発生状況の観察等を行うことによる、防除に関する措置の要否及びその実施時期の適切な判断（判断）、

⑶ 指定有害動植物の発生状況等を踏まえて防除が必要と判断した場合に、当該指定有害動植物の駆除又はまん延を防止するために行う防除に関する措置の実施（防除）

の各段階において、利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択して実施されるものとする。

２ 総合防除の内容

法第 22 条の３第２項第２号において、都道府県知事は、総合防除計画において、指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容を定めるものとされている。

指定有害動植物の予防に関する措置、判断及び防除に関する措置は多種多様であり、また、同じ指定有害動植物であっても、気象や農作物の栽培及び生育状況等の地域の実情により、その内容は異なる場合がある。

このため、都道府県知事は、総合防除計画において総合防除の内容を定めるに当たっては、地域の実情に応じて、総合防除に取り組むべき指定有害動植物を選択した上で、当該指定有害動植物の種類ごとに別紙１に記載した各都道府県で利用可能な一般的かつ基本的な防除技術等による基本的な事項を参考に定めるものとする。なお、別紙１の基本的な事項のほか、地域における課題等に対して新たに開発及び実証された防除技術等がある場合には、それらを取り入れることが望ましい。

さらに都道府県内においても、地域によって総合防除の内容は異なる場合があることから、都道府県は総合防除計画で定めた総合防除の内容に即し、各地域での実証等を通じて、当該地域により適した防除体系の確立及びそれに沿った防除指導を図ることが望ましい。

なお、都道府県知事は、総合防除の内容を定めるに当たって、化学農薬の使用だけではなく、発病株及び発病部位の除去並びに適切な処分等の耕種的な防除措置、防虫ネットの設置や種子の温湯処理等の物理的な防除措置など、有機農業者であっても継続して有機の農業生産に取り組むことができるよう、複数の選択肢を用意して示すことが重要である。

第３ 指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び当該指定有害動植物が発生した場合における駆除又はまん延の防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項に関する基本的な事項

１ 遵守事項

⑴ 法第 22 条の３第３項において、都道府県知事は、指定有害動植物のまん延を防止するため必要があると認めるときは、総合防除計画において、指定有害動植物の種類ごとに遵守事項を定めることができるものとされている。

遵守事項は、指定有害動植物のまん延を防止するため、地域の全ての農業者が必ず取り組むべき事項を明らかにする観点から、指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び駆除又はまん延の防止の方法を示すものである。

⑵ 指定有害動植物の予防及び防除に関する措置は多種多様であり、また、同じ指定有害動植物であっても、気象や農作物の栽培及び生育状況等の地域の実情により、その内容は異なる場合がある。

このため、都道府県知事は、遵守事項を定めるに当たっては、地域の実情に応じて、対象とする指定有害動植物を選択した上で、当該指定有害動植物の種類ごとに、別紙２に記載した基本的な事項を参考に定めるものとする。

⑶ また、指定有害動植物の異常発生時においては、平時と異なり、組織的かつ強力に、また、速やかに指定有害動植物のまん延を防止する必要がある。 このことを踏まえ、都道府県知事は、異常発生時防除に係る遵守事項を定めるに当たっては、地域の実情に応じて、対象とする指定有害動植物を選択した上で、当該指定有害動植物の種類ごとに、別紙２に記載した基本的な事項を参考に遵守事項を定めるものとする。

⑷ 都道府県知事は、遵守事項を定めるに当たって、化学農薬の使用だけではなく、発病株及び発病部位の除去並びに適切な処分等の耕種的な防除措置、防虫ネットの設置や種子の温湯処理等の物理的な防除措置など、有機農業者であっても継続して有機の農業生産に取り組むことができるよう、複数の選択肢を用意して示すことが重要である。

２ 指導及び助言

都道府県知事は、総合防除計画において遵守事項を定めた場合において、当該指定有害動植物に対する防除が適正に行われることを確保するため必要があるときは、法第 24 条の２に基づき、農業者に対して、当該遵守事項に即した防除を行うために必要な指導及び助言を行うものとされている。

都道府県知事は、遵守事項に即した防除が適正に行われるよう、総合防除の必要性や遵守事項の内容等について、農業者団体等との連携により、平時の防除指導時から農業者の理解の促進に努めるものとする。

３ 勧告

都道府県知事は、２に基づく指導又は助言を行ったにもかかわらず、遵守事項に即した防除が行われず、対象とする指定有害動植物の過去の発生時における地域のまん延や損害の発生状況等から、当該指定有害動植物がまん延することにより農作物に重大な損害を与えるおそれがあると認められる場合においては、法第 24 条の３第１項に基づき、当該農業者に対して、期限を定めて、改善すべき事項等を記載した文書を交付して遵守事項に即した防除を行うべきことを勧告することができるものとされている。

当該農業者が勧告に係る措置をとるべき期限として定める期間は、当該都道府県知事が、当該指定有害動植物の発生状況や農作物の栽培状況など、当該地域の実情を勘案して、当該指定有害動植物のまん延を防止するために適当な期間を定めるものとする。当該期間が経過した後、当該都道府県は、速やかに、勧告に係る措置が行われていることを確認するものとする。

４ 命令

都道府県知事は、３における確認の結果、当該農業者が当該勧告に従わない場合であって、特に必要があると認めるときは、法第 24 条の３第２項に基づき、当該農業者に対して、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨等を記載した文書を交付して勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとされている。

当該農業者が措置をとるべき期限として定める期間は、当該都道府県知事が当該指定有害動植物の発生状況や農作物の栽培状況など、当該地域の実情を勘案して、当該指定有害動植物のまん延を防止するために適当な期間を定めるものとする。当該期間が経過した後、当該都道府県は、速やかに命令に係る措置がとられていることを確認するものとする。

５ 遵守事項に即した防除の実施状況等の確認

２から４までの遵守事項に即した防除の実施状況等の確認は、当該都道府県が、発生予察事業におけるは場調査等（以下「発生予察調査」という。）や、法第 24 条の４に基づく立入調査その他都道府県知事が適切と認める方法（以下「立入調査等」という。）により行うものとする。立入調査等においては、該当は場等における指定有害動植物の発生状況や農作物の栽培及び生育状況等の確認、農薬散布等の作業日誌の確認、当

該農業者や周辺は場の農業者等への聴取り等を行うことにより、遵守事項に即した防除の実施状況や、指定有害動植物のまん延による農作物への重大な損害の発生のおそれがあるかどうか等を確認するものとする。

６　異常発生時防除における勧告及び命令

異常発生時防除に係る遵守事項に即した防除が行われない場合における勧告及び命令についても、３から５までと同様に取り扱うものとする。　ただし、平時と比べて、指定有害動植物が異常な水準で発生し、その急激なまん延を速やかに防止する必要がある場合、都道府県知事は、農業者が遵守事項に即した防除を行わないことと、当該指定有害動植物がまん延することとの因果関係は問わずに、遵守事項に即した防除に係る勧告及び命令を行うことができるものとする。

第４　法第 23 条第１項に規定する発生予察事業の対象とする指定有害動植物その他当該発生予察事業に関する事項

１　発生予察事業

法第 23 条第１項において、発生予察事業は、有害動植物の防除を適時で経済的なものにするため、有害動植物の繁殖、気象、農作物の生育等の状況を調査して、農作物についての有害動植物による損害の発生を予察し、及びそれに基づく情報を関係者に提供する事業とされている。

農林水産大臣は、総合防除基本指針に基づき、発生予察事業の対象とする指定有害動植物について、都道府県の承諾を得て定める計画に基づいて発生予察事業を実施するものとする。都道府県は、当該計画に従い国の発生予察事業に協力しなければならない。

２　発生予察事業の対象とする指定有害動植物

発生予察事業の対象とする指定有害動植物は、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）第 40 条に規定する指定有害動植物のうち、農作物の栽培期間中の気象や、周辺の環境状況等により急激にまん延する傾向があるものについて、別紙３のとおり定めるものとする。　３　発生予察事業の実施

⑴　都道府県は、発生予察調査を実施し、各地域における指定有害動植物の発生状況を把握するものとする。また、気象贋報、海外や近隣都道府県における指定有害動植物の発生状況など、当該都道府県における指定有害動植物の発生動向の予測や解析に利用可能な情報を幅広く収集し、これら情報による総合的な判断に基づいた農作物への損害の発生の予察を行うものとする。

⑵　都道府県は、⑴に関する発生予察情報について、農業者に迅速に提供することにより、適時かつ適切な防除指導に努めるものとする。この情報提供に当たっては、市町村や農業者団体等に対して多様な媒体を活用することにより迅速かつ確実な伝達を行うのみならず、ＩＣＴ技術の活用等により農業者等に直接提供する体制の整備に努めるものとする。

⑶　都道府県知事は、発生予察情報を適時に国へ報告するものとする。

⑷　国は、各都道府県の発生予察情報を定期的に取りまとめ、全国的な指定有害動植物の発生予報を公表するものとする。また、年度ごとに指定有害動植物の全国の発生状況及び防除の実施状況等を取りまとめ公表するものとする。

⑸　国は、ドローン、ＡＩ、ＩＯＴ等の先進技術の活用により、より精緻で省力的な発生予察手法の確立に努めるとともに都道府県や農業者団体等との連携の下、新しい調査手法の実証及び積極的な導入等により発生予察の高度化・効率化を図るものとする。

第５　法第 24 条第１項に規定する異常発生時の基準に関する事項

１　異常発生時防除

法第 24 条第１項において、農林水産大臣は、発生予察事業の実施により得た資料に基づき、又はその他の事情に鑑み、指定有害動植物の異常発生時であって、その急激なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、関係都道府県知事に総合防除基本指針及び当該都道府県の総合防除計画に即して、当該指定有害動植物の異常発生時防除を行うよう指示することができるものとされている。

２　異常発生時の基準

農林水産大臣は、発生予察調査やは場調査等の結果、都道府県における指定有害動植物の発生程度が、発生予察調査における「甚」の基準を大きく上回り、かつ、その発生が局地的でない状況に至った場合等において、その都度速やかに当該指定有害動植物の性質に関し専門の学識経験を有する者から、①まん延の速度

が急激である状況、②通常の防除措置では農作物への損害の発生を抑えられない状況、③当期又は次期作の農業生産に明らかな影響を及ぼす状況、に該当するかどうか等の意見を聴いた上で、異常発生時に該当するかどうかの判断を行うものとする。

第６　法第 24 条第１項に規定する異常発生時防除の内容に関する基本的な事項

１　異常発生時防除の実施

法第 24 条第２項において、都道府県知事は、異常発生時防除の指示を受けたときは、総合防除基本指針及び当該都道府県の総合防除計画に即して、速やかに、当該指定有害動植物の異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定めなければならないものとされている。

当該都道府県知事は、異常発生時防除の指示を受けたときは、都道府県内における当該指定有害動植物の急激なまん延を防止するため、当該指定有害動植物の発生状況や農作物の栽培及び生育状況など、当該地域の実情を勘案した上で、異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定め、速やかに告示するものとする。

２　異常発生時防除の内容

第５の１において、農林水産大臣が指示する異常発生時防除の内容は、別紙４に示す基本的な事項に即したものとすることを基本とする。

法第 22 条の３第２項第３号において、都道府県知事は、総合防除計画に、異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項を定めるものとされている。

都道府県知事は、当該事項を定めるに当たっては、地域の実情に応じて、対象とする指定有害動植物を明確にした上で、別紙４に記載した基本的な事項を参考に、速やかに実施することのできる異常発生時防除の内容を具体化するものとする。また、第１の 3⑵に従い、当該都道府県内の市町村や農業者団体等との連携等の異常発生時防除の実施体制に関する事項を定めるものとする。

なお、都道府県知事は、異常発生時防除の内容を定めるに当たって、化学農薬の使用だけではなく、発病株及び発病部位の除去並びに適切な処分、早期収穫等の耕種的な防除措置の徹底など、有機農業者であっても継続して有機の農業生産に取り組むことができるよう、複数の選択肢を用意して示すことが重要である。

第７　その他必要な事項

１　「総合的病害虫・雑草管理」とのかかおり

平成 17 年９月に、国は、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減あるいは最小限にし、農業全体を、環境保全を重視したものに転換することにより、消費者に支持される食料供給の実現を目的とした「総合的病害虫・雑草管理」（以下「ＩＰＭ」という。）を定義した。また、ＩPM の推進に向け、実践指針を策定するとともに　これに基づき都道府県等が農作物ごとに各工程における具体的な取組項目を整理できるようＩＰＭ実践指標モデルを作成し、農業者等自身によるＩＰＭに関する取組の検証や、農業者団体等と連携したＩＰＭ実践地域の育成等、その普及に向けた取組を進めてきたところである。

ＩＰＭは、予防、判断及び防除の各段階において、利用可能な全ての防除技術について経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講ずることを基本としている。この考え方自体は、法第 22 条第２項に定義する総合防除と変わることはないが、今後は、新たな科学的知見や先進的な防除技術も活用しながら、法第１条に定める法の目的に即し、有害動植物の発生の予防に重きを置いた総合防除を基本として、広く農業者等に対して総合防除の普及・推進を図るものとする。

２　総合防除の実施に関する体制整備及び人材育成

⑴　体制整備

地域における指定有害動植物の総合防除に関する課題等に迅速・適切に対応していくためには、当該指定有害動植物の防除対策に同様の課題等を抱える都道府県が連携し、当該指定有害動植物に関する科学的知見や防除技術等に関する情報を共有するとともに、課題解決に向けた研究開発や地域に合った防除体系の実証等を役割分担しながら進めていくことが重要である。

このため、国は、このような共通の課題を抱える各都道府県の連携が円滑に図られるよう、農政局等の地域ブロックごとに開催する植物防疫に関する担当者会議や植物防疫の関係者から構成される協議会等を活用することにより、総合防除等に関する知見や課題等の共有等に努めるものとする。また、都道府県は、

広域的な課題の検討及び解決のため、平時から都道府県間での情報共有や技術協力等に努めるものとする。

さらに、国は、農薬、農業機械、経営管理ソフトウェア等のメーカーが、専門的な知識を活かして有効な化学農薬や散布方法など、新しい防除技術等の開発・実装を推進している状況を踏まえ、都道府県等が円滑に防除指導を行えるよう、ＡＩ、ＩＣＴ、経営管理ソフトウェア等の先進技術の積極的な活用など、試験研究機関や関連する民間事業者等との連携強化を進めていくものとする。

⑵　人材育成

地域の実情に応じた指定有害動植物の総合防除を農業者に広く普及していくためには、防除指導者の計画的な育成や、防除に関する技術を有する人材の活用が必要である。

このため、国は、都道府県や農業者団体等を対象とした研修において、防除指導をする上での必要な科学的知見や施策情報等を提供することにより、都道府県等の職員の資質の向上を図るものとする。

都道府県は、総合防除計画に基づき、市町村や農業者団体等と連携し、防除指導者の継続的な技術や知識の習得及び向上や、新たな指導者の育成のために、計画的な研修の実施等に努めるものとする。

３　農薬の適正使用

⑴　農薬の適正使用

防除手段として農薬を利用するに当たっては、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも、安全かつ適正な使用の確保が極めて重要である。

このことから、国及び都道府県は、農業者団体等とも連携し、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第５号）等の関係法令に基づく農薬の適正使用等についての指導、農薬やその取扱いに関する正しい知識の普及啓発等を行うものとする。

⑵　薬剤抵抗性の発達回避

化学農薬の使用に伴う薬剤抵抗性の発達リスクは、有害動植物の種類や、有害動植物における化学農薬の作用点の違いにより、その程度が異なることが報告されている。また、農作物の栽培地域の気象条件、栽培品種、栽培方法等の違いに基づく有害動植物の発生量及び化学農薬の使用回数の多少によっても、薬剤抵抗性の発達リスクは異なる。

このことから、総合防除における化学農薬の使用に当たっては、薬剤抵抗性の発達回避に資するため、都道府県や農業者団体等は、化学農薬の作用機構分類（ＲＡＣコード）を踏まえた防除指導、薬剤抵抗性や化学農薬の作用機構分類に係る農業者等の理解の醸成等を図るものとする。

また、薬剤抵抗性の発達の有無に基づく十分な防除効果が得られる化学農薬の選択や、農業者への最適な防除指導に資するため、都道府県は、地域の実情に応じて、各地域における有害動植物の薬剤抵抗性の発達の有無をモニタリングし、農業者団体等の関係者に情報共有するとともに、その結果を国に報告するものとする。国はその情報を取りまとめ、都道府県を含めた関係者と情報共有を図るものとする。

４　総合防除基本指針の見直し

法第 22 条の２第３項の規定に基づき、国は少なくとも５年ごとに総合防除基本指針に再検討を加え、必要があると認めるときは変更するものとされている。このため、国は、最新の科学的知見の収集や、指定有害動植物の発生状況の整理及び動向の把握等に努めるものとする。

（別紙１）指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容に関する基本的な事項

（総論）

・土壌診断に基づく適正な施肥管理、たい肥や緑肥等の活用による土作り、土壌の排水性改善、土壌や培地の消毒、健全な種苗、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種の使用、有害動植物の発生源（雑草、作物残さ等）の除去、輪作・間作・混作、防虫ネットや粘着シート等の設置等により、有害動植物が発生しにくい生産条件を整備する。

・ほ場内を見回り、又は必要に応じて粘着シート等を設置し、有害動植物の発生や被害状況を把握するとともに、都道府県が発表する発生予察情報や過去の有害動植物の発生動向、作物の生育状況や気象予報等を踏まえて、防除の要否及び防除時期を判断する。

・防除に当たっては、化学農薬のみに依存せず、有害動植物の発生部位や発生株を適切に除去及び処分するとと

もに、天敵等の生物農薬や天然物質由来の農薬を含めた、多様な防除方法を活用する。

・作物の生育及び有害動植物の発生状況に合わせ、有害動植物の被害を確実に抑えながら、薬剤の使用が最小限となるよう、使用基準（希釈倍数、使用渣量、使用時期等）に従って農薬を適正に使用する。

・薬剤散布を実施する場合には､飛散しにくい剤型や散布ノズルの使用､緩衝地帯や遮蔽シート・ネットの設置など、適切な飛散防止措置を講じる。

・化学農薬を使用する場合には、個々の薬剤の効果特性を理解し、土着天敵や訪花昆虫への影響が小さい薬剤や選択性のある薬剤の使用により、土着天敵や訪花昆虫の保護に努める。

・化学農薬を使用する場合には､同一系統の薬剤の連続使用を避け､異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性又は薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

・種子伝染性の有害植物について、採種は場では、薬剤耐性の発達リスクが低い薬剤を使用する。

・農薬散布後は散布器具、タンク等の洗浄を十分に行い、残渣やタンクの洗浄水を適切に処理し、河川等に流入しないようにする。

・各農作業の実施日、有害動植物の発生状況、栽培管理状況、使用した薬剤の名称、使用時期、使用量、散布方法等を作業日誌として記録する。

・都道府県や農業者団体等が開催する有害動植物の総合防除に関する研修会、農薬の適正使用に関する研修会等に参加する。

―以下　省略―

********** 以上 **********